

社会福祉法人新座市社会福祉協議会〇〇支部規約準則

(名称)

第1条 この会は、社会福祉法人新座市社会福祉協議会（以下「社協」という。）〇〇支部（以下「支部」という。）という。

(事務所)

第2条 支部の事務所は、〇〇〇に置く。

(目的)

第3条 支部会員が協働と連帯によって、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

(支部)

第4条 支部は、〇〇〇に居住する社協の会員をもって組織する。

(事業)

第5条 支部は、第3条に定める目的の達成を図るため、次の事業を行う。

- (1) 地域福祉活動の推進に関すること。
- (2) 地域住民への周知、連絡に関すること。
- (3) 入退会、会費の収集、会員名簿等会員制推進に関すること。
- (4) 社協実施の地域福祉事業への協力に関すること。
- (5) 協力関係団体との連絡調整に関すること。

(役員)

第6条 支部に次の役員を置く。

支部長	1名
副支部長	〇名
会計	2名
監事	2名
書記（事務）	〇名
福祉委員	〇名

2 支部に顧問を置くことができる。

(役員職務)

第7条 支部長は、支部を代表し、その事業を統括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計、監事、書記（事務）は、それぞれ収支会計、会計業務の監査及び事務を担当する。
- 4 福祉委員は、協働して事業の実施に当たる。
- 5 顧問は、事業について、支部長の諮問に答え又は意見を具申する。

(役員を選任及び任期)

第8条 役員を選任は、次のとおりとする。

- (1) 支部長は、総会において会員の中から互選し、社協会長がこれを委嘱する。
- (2) 副支部長、会計、監事、書記（事務）は、会員の中から互選し、支部長がこれを任命する。
- (3) 福祉委員は、会員の中から、次に示すところを基準として総会の同意を得て、支部長がこれを任命する。

イ 町内会役員	若干名
ロ 民生委員・児童委員	地域担当者
ハ ボランティア	若干名（又は全員）
ニ 福祉関係の団体の会員	若干名
ホ 学識経験者	若干名

2 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会)

第9条 役員会は、次の業務を行う。ただし、慣例、軽易なものについては支部長が専決し、これを役員会に報告する。

- (1) 総会決定事項の実施
- (2) 事業実施計画の審議、決定とその運営
- (3) 業務の決定と実施

2 役員会は、支部長が招集する。

3 役員会の議長は、支部長をもって充てる。

4 役員会は、役員総数の過半数の出席がなければ成立しない。

5 前項の場合においては、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び役員会に付議された事項についての意思表示をした者は、出席者とみなす。

6 役員会の議事は、出席役員過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会)

第10条 総会は、毎年1回開催する。ただし、必要に応じ、臨時に開催することができる。

2 総会は、支部長が招集する。

3 総会に議長を置き、出席会員のうちから選出する。

4 総会は、役員総数の過半数の出席がなければその議事を開き、議決することができない。

5 前項の場合において、総会に出席できないときは、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び総会に付議された事項についての意思表示をした者は、出席者とみなす。

6 総会の議事は、出席会員の過半数で決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第11条 別に定めるもののほか、次の事項については、役員会の議決を得て、総会の議決又は承認を受けなければならない。

- (1) 予算及び事業計画の議決
- (2) 決算及び事業報告の承認
- (3) 規約の変更
- (4) 重要業務で、支部長又は役員会において必要と認めたもの。
- (5) その他新規、異例に属する重要なもの。

(経費)

第12条 支部の経費は、社協助成金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(社協への届出)

第14条 支部の規約の変更、支部長に変更が生じたときは、関係書類を添えて、遅滞なく社協に届け出るものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
- 2 この支部の設立当初の役員任期は、第8条第2項の規定にかかわらず、平成〇〇年3月31日までとする。
- 3 この支部の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、設立の日から平成〇〇年3月31日までとする。